

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 10 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

( 公 印 省 略 )

消毒用エタノールの他の事業者への提供について

日頃は本県の薬務行政にご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和 2 年 4 月 9 日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び監視指導・麻薬対策課より事務連絡がありましたので、別添のとおり写しを送付します。

本事務連絡では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの需用の増加及び国内需給の逼迫に伴い、他の事業者へ手指消毒用エタノールを他の事業者へ提供する場合の時限的な取扱い等について示されています。

つきましては、貴会会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は当課ホームページに掲載していることを申し添えます。( <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/> )

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

濱田、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137